

証券コード 9407

平成29年6月9日

株 主 の 皆 様 へ

福岡市早良区百道浜二丁目3番8号
株式会社RKB毎日ホールディングス
取締役社長 井 上 良 次

**「第88回定時株主総会招集ご通知」に関するインターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)**

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、第88回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ (<http://rkb.jp>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告の以下の事項

- | | |
|----------------|--------|
| ①会社の体制及び方針 | 1頁～ 3頁 |
| ②会社の支配に関する基本方針 | 4頁～ 6頁 |

2. 連結計算書類及び計算書類の以下の事項

- | | |
|---------------|---------|
| ①連結株主資本等変動計算書 | 7頁 |
| ②連結計算書類の連結注記表 | 8頁～12頁 |
| ③株主資本等変動計算書 | 13頁 |
| ④計算書類の個別注記表 | 14頁～18頁 |

1. 会社の体制及び方針

当社の経営理念は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社としての責任を全うし、また企業活動のすべてにわたって公正と誠実の理念を貫き、地域社会の揺るぎない信頼を得ることにあります。

このため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社及び会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、コンプライアンス憲章を定め、当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。
- ③ 社内に独立した監査部門を設け、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ④ 法令及び定款上疑義のある行為等について、使用人等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定に従い設置されたリスク管理委員会において、社内で発生しうる損失のリスクを正確に把握し、発生防止策及びリスク発生時の損失を極小化する事前対応策を検討するものとする。また、新たに生じたリスクについては同委員会において討議し、取締役会へ報告するとともに、速やかな措置をとるものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月一回定時に開催する。
- ② 経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、月一回開催される常勤取締役会及び必要に応じ開催される臨時常勤取締役会において議論し、その決定を経て執行する。

③グループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。常勤取締役・監査役及び担当部署は月一回以上グループ社長会を開催し、関係会社の月次業績のレビューを受け、改善策等を各社に指示するとともに、常勤取締役会を経て執行された事項について各社から報告を受けるものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の指名する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役からの指示に対し他の業務に優先して従事するものとする。

(6) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、業務監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。取締役会は、報告された内容を速やかに監査役会（窓口は常勤監査役）に文書にて報告する。また、報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底する。

(7) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の監査役会監査に対する理解を深め、監査役会監査の環境を整備するよう努める。また、監査役会と代表取締役との間の意見交換会を開催するとともに、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は定例を含め11回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

(2) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社の行動指針であるR K Bコンプライアンス憲章をグループ会社に適用し、子会社からコンプライアンスの推進状況及びリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに事業の推進状況について確認いたしました。また、業務監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は7回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会や子会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を決定しております。

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

ただし、株式の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることのできない可能性があるなど、当社及び当社グループ会社（以下、「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下にもつ認定放送持株会社として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や、地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値、株主の共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。

(2) 基本方針の実現の取組み

当社は、民間放送局を傘下に持つ認定放送持株会社として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値、株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。

①迅速・正確な報道

「価値ある情報」を迅速・正確に発信することを第一の責務とします。また、視聴者・聴取者の支持を得る情報を発信し、またエンターテインメントコンテンツ制作を行います。

さらに、制作管理体制を整備・点検し、視聴者・聴取者の信頼を損なう番組は放送いたしません。

②地域社会・市民社会への貢献

放送に加え、放送局の特性を生かした良質なイベントの展開等、総合力でエリアへの貢献を果たします。また、アジアの中の福岡を意識し、アジアの人々と情報を共有し、相互理解に貢献するコンテンツを制作し、発信するという理念に向けて、一歩ずつ駒を進めてまいります。さらに、企業活動自

体が地球環境に負荷があることを認識し環境保全活動を推進いたします。

③健全な経営

安定的な財務体質を目指して、コスト意識の徹底を図り、時代に合った番組づくりと事業の展開、また、デジタル時代の新たな収入源の開発など多様なコンテンツ開発に経営資源を集中します。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式の大規模買付行為を行う者が、基本方針の実現の取組みを継続的にを行い、向上させるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

従いまして、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための情報や時間の確保、あるいは株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが不可欠であると考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しなければなりません。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくため、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年6月27日開催の第79回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け「当社株券等の大規模買付行為に対する対応策」を導入し、平成26年6月27日開催の第85回定時株主総会において一部変更したうえで「当社株式の大規模買付行為に対する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として株主の皆様の承認を受け、継続更新しました。その後、平成28年4月1日付の認定放送持株会社への移行にともない、基本方針を改定した上で、本プランに基づき、企業価値評価委員会の承認を得て平成28年3月25日の当社取締役会にて修正を決議いたしました。なお、この修正につきましては実質的な内容に変更を加えず、所要の最低限のものであります。

本プランは当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社取締役会が決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://rkb.jp/holdings/press/press160325_02.pdf）に掲載している平成28年3月25日付プレスリリースをご覧ください。

また、本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催予定の当社第88回定時株主総会の終結の時までとされており、同株主総会におけるご承認を停止条件として、本プランを一部修正した上で継続することが平成29年5月19日の当社取締役会にて決議されており、同株主総会の議案としてお諮りすることとしております。（詳細につきましては、同株主総会招集ご通知に添付の株主総会参考書類12頁から33頁をご参照ください。）

(4) 本プランの合理性に関する取締役会の判断及びその理由

本プランについては、対抗措置の発動等にあっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重すること、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしており、詳細については下記のとおりです。

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等及びそのグループの詳細、大規模買付等の目的など必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示し、企業価値評価委員会へも通知いたします。情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、当社取締役会として、株主の皆様には代替案を提示することもあります。

企業価値評価委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、企業価値評価委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して対抗措置の発動もしくは不発動の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

連結株主資本等変動計算書 <平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	560	4	27,715	△179	28,100
当期変動額					
剰余金の配当			△164		△164
親会社株主に帰属する当期純利益			1,780		1,780
連結子会社と非連結子会社の合併による利益剰余金の増加額			23		23
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,639	△3	1,636
当期末残高	560	4	29,354	△182	29,736

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,089	△210	879	590	29,570
当期変動額					
剰余金の配当					△164
親会社株主に帰属する当期純利益					1,780
連結子会社と非連結子会社の合併による利益剰余金の増加額					23
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	352	81	433	42	475
当期変動額合計	352	81	433	42	2,111
当期末残高	1,441	△129	1,312	633	31,682

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数

5 社

(2)連結子会社の名称

R K B 毎日放送株式会社
株式会社 B C C
株式会社 R K B 映画社
R K B ミューズ株式会社
R K B 興発株式会社

(3)主要な非連結子会社の名称等

なお、R K B 毎日分割準備株式会社は、平成28年4月1日付で、グループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務の一部を吸収分割により承継し、その商号を R K B 毎日放送株式会社に變更しております。

有限会社平和ビルサービス

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2.持分法の適用に関する事項

非連結子会社（有限会社平和ビルサービス）および関連会社（株式会社九州東通）は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(i)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(ii)その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として、商品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）により、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数15～50年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数2～15年）

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
①退職給付に係る負債の計上基準	退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年）による定額法により費用処理することとしております。
②完成工事高及び完成工事原価の計上基準	受注制作のソフトウェア開発に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他のものについては工事完成基準を適用しております。
③消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額	20,522百万円
------------------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普 通 株 式	11,200,000	－	8,960,000	2,240,000
合 計	11,200,000	－	8,960,000	2,240,000

（注）平成28年6月29日開催の定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）をもって、発行済株式数は11,200,000株から2,240,000株になっております。

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日	普通株式	164	15	平成28年3月31日	平成28年6月30日
定時株主総会					
計		164			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 197百万円
- ②1株当たり配当額 90円
- ③基準日 平成29年3月31日
- ④効力発生日 平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な定期預金及び国債等に限定しております。
投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	7,938	7,938	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,180	4,180	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	114	115	0
②その他有価証券	4,275	4,275	－
(4) 未収入金	2,601	2,601	－
(5) 未払費用	(1,886)	(1,886)	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額938百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、福岡市において賃貸用の土地を有しております。また、本社ビル（土地を含む。）の一部を賃貸に供しております。

2.賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
11,019	14,590

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価書（時点修正等を含む）の金額に基づくものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額 14,161円41銭

2.1 株当たり当期純利益 811円83銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。なお、当該株式併合については、当連結会計年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

<平成28年4月1日から平成29年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	560	4	140	2,801	21,402	1,357	25,702
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△69		69	－
固定資産圧縮積立金の積立							－
別途積立金の積立					800	△800	－
剰余金の配当						△164	△164
当期純利益						217	217
自己株式の取得							
会社分割による減少				△142			△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△212	800	△677	△89
当期末残高	560	4	140	2,589	22,202	680	25,612

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△179	26,087	1,087	1,087	27,174
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△164			△164
当期純利益		217			217
自己株式の取得	△3	△3			△3
会社分割による減少		△142			△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			352	352	352
当期変動額合計	△3	△92	352	352	260
当期末残高	△182	25,994	1,440	1,440	27,434

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数15～50年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数6～10年）

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額	7,261百万円
2.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1)短期金銭債権	120百万円
(2)長期金銭債権	40百万円
(3)短期金銭債務	47百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	985百万円
仕入高	263百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金	39百万円
固定資産購入	14百万円

(注) 当社は平成28年4月1日付で会社分割を行い認定放送持株会社体制へ移行しました。これにより、当社はグループ経営管理及び不動産賃貸事業を主要な事業としたことから、当事業年度より上記事業から生じる収益については「売上高」として計上するとともに、それに対応する費用を「仕入高」として計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数 普通株式 47,504株

税効果会計に関する注記

1.繰延税金資産の発生の主な原因は、吸収分割による子会社株式（1,181百万円）等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金（1,136百万円）、その他有価証券評価差額金（631百万円）であります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は136百万円であります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	RKB毎日放送(株)	所有 直接100%	不動産の賃貸 経営指導 役員の兼務	分割に伴う 事業譲渡	2,701	—	—
				不動産の賃貸	686	売掛金	61
				経営指導料	265	売掛金	22
子会社	RKB興発(株)	所有 直接100%	不動産管理	不動産管理料	254	未払費用	23
役員及び その近親者	谷 正 明	—	当社取締役 (株)福岡銀行 代表取締役会長	資金の借入	200	短期借入金	—
				利息の支払	0	—	—

(注) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。なお、上記取引はいずれもいわゆる第三者のための取引であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 分割に伴う事業譲渡については、吸収分割契約に基づき、分割会社の適正な帳簿価額を基準として金額を決定しております。
- ・ 不動産の賃貸については、本社建物等に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・ 経営指導料については、グループ経営管理事業に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・ 不動産管理料については、本社建物に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・ 短期借入金は運転資金であり、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額 12,512円90銭

2.1 株当たり当期純利益 99円00銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しております。なお、当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

企業結合に関する注記

1. 会社分割の概要

当社は、平成28年4月1日付で、認定放送持株会社へ移行いたしました。また同日付で、当社は、平成27年10月15日付で締結し、平成27年12月22日開催の臨時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、当社の事業のうちグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務の一部を、当社の完全子会社であるR K B毎日分割準備株式会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させました。なお、同日付で商号を、当社は株式会社R K B毎日ホールディングスに、本分割準備会社はR K B毎日放送株式会社にそれぞれ変更いたしました。

(1) 本持株会社化の目的

当社は認定放送持株会社への移行による新しいグループ体制で、グループ全体の企業価値向上を図ります。

当社は九州放送界のリーディングカンパニーとして勝ち残っていくことはもちろん、福岡県ひいては北部九州地区の「基幹民間放送局」として「地域の情報インフラ機能」を維持していく責務を引き続き果たしていくためには、より安定した強固な経営基盤が必要となると考えております。グループ各社および関係会社が、独自の権限と責任による迅速な意思決定を図り、グループ全体の「営業力」をより強固なものとし、放送メディアとして、一層の企業価値向上を図ることが可能となります。また、経営資源の効率的な配分により、戦略的機能の拡充、集約や新規事業への積極的な取り組みといったことが可能となる仕組みを築くべく、認定放送持株会社制度を導入いたしました。

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である本分割準備会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する事業部門の内容

当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業

② 分割する事業部門の経営成績(平成28年3月期)

	本件事業部門 (a)	分割会社の実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	18,465百万円	19,420百万円	95.1%

③ 分割する資産、負債の項目及び金額(平成28年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	4,985百万円	流動負債	2,037百万円
固定資産	3,609百万円	固定負債	3,856百万円
合計	8,595百万円	合計	5,893百万円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。